

# 山梨県公報

号外第三十二号の一 平成十七年 六月一(土)日	木曜日
-------------------------------	-----

**山梨県選挙管理委員会告示第一七七号**  
公職選挙法(昭和二十五年法律第四百四十九号)第二十二条第一項及び第二十三条第一項の規定により、平成十七年八月七日執行予定の山梨県議会議員補欠選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定める。

平成十七年六月二十三日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

- |  |                      |
|--|----------------------|
| 一 被登録資格の決定の基準となる日 平成十七年七月二十八日(ただし、年齢については八月七日) | 二 登録を行う日 平成十七年七月二十八日 |
| 三 縦覧に供する期間 平成十七年七月二十九日                         |                      |

## 選挙管理委員会

### 山梨県選挙管理委員会告示第一五五号

山梨県議会議員(塩山市選挙区選出議員)に欠員が生じたため、公職選挙法(昭和二十五年法律第四百四十九号)第二十三条第一項の規定により、山梨県議会議員補欠選挙(塩山市選挙区)を行うべき事由が生じた。

平成十七年六月二十三日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

### 山梨県選挙管理委員会告示第一六六号

塩山市の区域内において山梨県議会議員補欠選挙が行われるため、平成十七年六月二十四日から山梨県議会議員補欠選挙の期日までの間、その区域内においては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第四百六十一号)及び市町村の合併の特例等に関する法律(平成十六年法律第五十九号)並びにこれらの法律に基づく政令の規定によるすべての直接請求又は解職の請求のための署名を求めることができない。

平成十七年六月二十三日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

発行者 山梨県

甲府市丸の内一丁目六番一號

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番